風俗営業の定義

	•		
性風俗関連特殊営業・届出	店舗型性風俗特殊営業	1号営業(ソープランド)	浴場業(公衆浴場法(昭和23年法律第139号)第1条第1項に規定する公衆浴場を業として経営するこという)の施設として個室を設け、当該個室において異性の客に接触する役務を提供する営業
		2号営業(ファッションヘルス等)	個室を設け、当該個室において異性の客の性的好奇心に応じてその客に接触 する役務を提供する営業(前号に該当する営業を除く)
		3号営業(ストリップ劇場)	専ら、性的好奇心をそそるため衣服を脱いだ人の姿態を見せる興業その他の 善良の風俗又は少年の健全な育成に与える影響が著しい興業のように供す る興行場(興業場法(昭和23年法律第137号)第1条第1項に規定するものを いう)として政令で定めるものを経営する営業
		4号営業(モーテル、ラブホテル等)	専ら異性を同伴する客の宿泊(休憩を含む。以下この条において同じ)の用に供する政令で定める施設(政令で定める構造又は設備を有する個室を設けるものに限る)を設け、当該地域を当該宿泊に利用させる営業
		5号営業(アダルトショップ等)	店舗を設けて専ら、性的好奇心をそそる写真、ビデオテープその他の物品で 政令で定めるものを販売し、又は貸し付ける営業
		6号営業(政令で定める営業)	前各号に掲げるものの他、店舗を設けて営む性風俗に関する営業で、善良の 風俗、清掃な風俗環境又は少年の健全な育成に与える影響が著しい営業とし て政令で定めるもの
	無店舗型性風俗特殊営業	1号営業(派遣型ファッションヘルス等)	人の住居又は人の宿泊のように供する施設において異性の客の性的好奇心 に応じてその客に接触する役務を提供する営業で、当該役務を行う者を、そ の客の依頼を受けて派遣することにより営むもの
		2号営業(アダルトビデオ等通信販売)	電話その他の国家公安委員会規則で定める方法による客の依頼を受けて、専ら、前項第5号の政令で定める物品を販売し、又は貸し付ける営業で、当該物品を配達し、又は配達させることにより営むもの
		映像送信型性風俗特殊営業 (インターネット等利用のアダルト画 像送信)	専ら、性的好奇心をそそるため性的な行為を表す場面又は衣服を脱いだ人の 姿態の映像を見せる営業で、電気通信設備を用いてその客に当該映像を伝達 することにより営むものをいう
		店舗型電話異性紹介営業 (テレホンクラブ等)	店舗を設けて、専ら、面識のない異性との一時の性的好奇心を満たすための 交際を希望するものに対し、会話の機会を提供することにより異性を紹介す る営業で、その一方の者からの電話による会話の申し込みを電気通信設備を 用いて当該店舗内に立ち入らせた他の一方の者に取り次ぐことによって営む ものをいう
		無店舗型電話異性紹介営業(伝言ダイヤル、ツーショット等)	専ら、面識のない異性との一時の性的好奇心を満たすための交流を希望するものに対し、会話の機会を提供することにより異性を紹介する営業で、その一方の者からの電話による会話の申込を電気通信設備を用いて他の一方の者に取り次ぐことによって営むものをいう